

資料 6

水濁基準値案と水濁 PEC の関係について

1. 水濁基準値案及び水濁 PEC の関係

評価対象農薬に係る、水質汚濁に係る登録基準値（水濁基準値）と水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）の関係は、次のとおり。（詳細は、資料 5 参照。）

（再評価対象剤）

（単位：mg/L）

農薬名	基準値 (案)	水田		非水田		合計
		PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	
エスプロカルブ	0.02 (同上)	0.03 (同上)		0.00006 (同上)		0.03 (同上)
			0.0002 (同上)	0.00006 (同上)		0.0002 (同上)
1, 3-ジクロロプロペン (D-D)	0.066 (0.05)			0.00085 (同上)		0.00085 (同上)

網掛け：水濁基準値案の 10 分の 1 を超える PEC

※：括弧内は前回審議での値

2. 基準値設定後の対応

エスプロカルブについては、水田 PEC_{Tier1} と非水田 PEC_{Tier1} の合計値が、水濁基準値案を超えることから、水田 PEC_{Tier2} を算出するとともに、非水田 PEC_{Tier1} との合計値を算出した。その結果、水濁 PEC が水濁基準値案の 10 分の 1 以下になることが確認された。

1, 3-ジクロロプロペンについては水濁 PEC が水濁基準値案の 10 分の 1 以下になることが確認された。

従って、エスプロカルブ及び 1, 3-ジクロロプロペンについて、農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬としない。

参考：モニタリングの状況

エスプロカルブについては平成 27～令和 3 年度に行われた水道統計によれば、原水の水質調査が行われた 22,817 地点中、2 地点で検出されたが、検出された最高濃度は 0.0003 mg/L であり、水濁基準値（0.02 mg/L）を上回っている地点はなかった。

また、平成 18 年、平成 23 年及び平成 24 年に実施された農薬残留対策総合調査によれば、エスプロカルブについては、検出された最高濃度は 0.0022 mg/L であり、水濁基準値（0.02 mg/L）を上回っている地点はなかった。

これまでに実施された公共用水域水質測定及び化学物質環境実態調査におけるデータは確認できなかった。

1, 3-ジクロロプロペン (D-D) については、平成 27～令和 3 年度に行われた水道統計によれば、原水の水質調査が行われた 22,817 地点中、1 地点で検出されたが、検出された最高濃度は 0.0001 mg/L であり、水濁基準値（0.066 mg/L）を上回っている地点はなかった。また、平成 14 年度～令和 3 年度に[行われた公共用水域水質測定](#)によ

ればが行われたが、検出された最高濃度は0.00025 mg/L（令和元年度）であり、水濁基準値（0.066 mg/L）を上回っている地点はなかった。これまでに実施された農薬残留対策総合調査等の水質モニタリング調査及び化学物質環境実態調査におけるデータは確認できなかった。